山口県労働委員会審査委員(長) 様

当事者・証人尋問申出書

山労委令和 年(不)第 号 不当労働行為救済申立事件について、労働委員会規則第41条の10の規定により、下記のとおり当事者・証人の尋問を申し出ます。

記

1 当事者・証人の表示

当事者又は 証 人 の 別	(syňt) 氏 名	年齢	住	所	電 話 (自 宅) (勤 務 先)	職業
当事者・証人						
当事者・証人						

2 尋問事項

別紙「尋問事項書」記載のとおり

尋問事項書

当事者又は証人の氏名((主尋問の予定時間				分)
証明すべき事実		尋	問	事	項	